

制度的相互行為の理論

村上直樹

要旨：従来の制度論は制度を一元的なものとして理解しようとしてきた。しかし、制度は一元的な存在ではなく、四つの形態——制度体、制度的相互行為、ルール、複合的制度——を持つ多元的な存在である。本稿はこれの中でも特に制度的相互行為という制度を取り上げ、それに関する理論の基本的な枠組みを構築しようとするものである。以下が本稿で行われる実質的な作業である。まず最初に、制度的相互行為と制度体を対比させる。次に、スクリプトという概念を導入し、スクリプトに従って遂行されていく社会的相互行為が制度的相互行為であることを指摘する。また、一般に制度的相互行為のルールとされているものとスクリプトとの関係も説明する。そして、制度的相互行為の機能と生成過程がどのようなものであるのかを示し、最後に、これまで制度体として理解されることの多かった家族を制度的相互行為論の観点から再解釈する。

はじめに

社会とはどのようなものか。社会はどのように変化していくのか。これらは、社会科学とりわけ社会学にとってもっとも基本的な問いである。社会学という学問には、これらの問いに対する体系だった答を呈示する責務がある。そして、これまで数多くの社会学者が制度の探究を通して、これらの問いに答えようとしてきた。制度論という形で、社会の編成原理や変動過程を説明する社会理論を構築しようとする試みが社会学では続けられてきたわけである。

我々は、制度の探究を通して、上記の問いに答えようとすることは妥当な選択であると考えている。社会の編成原理や変動過程を適切に説明する社会理論は、制度論という形で実現されるはずである。しかし、これまでの社会学の制度論には少なからぬ問題点がある。その中でも一番大きな問題点は、これまでの制度論が制度を一元的に理解しようとしていることである。制度は一元的な存在ではない。企業、中央省庁、軍隊、取引、選挙、法廷での審理、儀礼、法律、就業規則、学則、スポーツやゲームなどの規則、しきたり、資本主義、社会主義、司法制度。これらは、制度の具体例であるが、これらは、すべて同じ存在形態を持っているわけではない。我々の区分では、企業、中央省庁、軍隊は、制度体という制度に、取引、選挙、法廷での審理、儀礼は、制度的相互行為という制度に、法律、就業規則、学則、スポーツやゲームなどの規則、しきたりは、ルールという制度に、資本主義、社会主義、司法制度は、複合的制度という制度にそれぞれ属しており、これら四つの制度群は互いに異なる存在形態を持っている。制度論を十全な形で作り上げるには、こうした制度の多元性を考慮に入れなければならない。しかし、これまでの制度論は、基本的に制度を一元的なものとして理解しようとしてきた、あるいは、多元的な制度の総体を視野に入れてこなかったのである。

現在、我々は、制度の多元性を考慮に入れた制度の一般理論＝多元的制度論を構築する作業に取り組んでいる。そして、前号において、我々は、制度体に関する理論の基本的な枠組みを呈示した（村上2003：173-191）。本号では、制度的相互行為に関する理論の基本的な枠組み

を呈示したい。制度的相互行為は、我々によって初めて見出された制度の一形態であり、制度体やルールと違って、これまで主題的に論じられることはなかった。本稿の課題は、この制度的相互行為の存在形態、機能、生成過程などに関する説明を行うことにある。

以下が本稿の構成である。まず、1で、制度的相互行為を制度体と対比させる。次に、2で、スクリプトという概念を導入し、スクリプトに従って遂行されていく社会的相互行為が制度的相互行為であることを指摘する。3では、一般に制度的相互行為のルールとされているものとスクリプトとの関係を説明し、4、5で、制度的相互行為の機能と生成過程がどのようなものであるのかを示す。そして、6で、これまで制度体として理解されることの多かった家族を制度的相互行為論の観点から再解釈する。

1. 制度体との違い

制度的相互行為は、前号で説明した制度体とはまったく異なる制度である。そして、制度体とのもっとも大きな違いは、制度体の本体が経験的世界の外部に位置する信憑存在であるのに対して、制度的相互行為は経験的存在であるということだ。制度体のデザインを具現化する行為は経験的に観察されるが、制度体そのものは観察することはできない。これに対して、商品交換、贈与交換、貸し借り、住宅ローン、保険制度、奨学金制度、補助金制度、会議、選挙、宴会、法廷での審理、授業や演習、試験、スポーツの試合、遊戯、儀礼、家族関係といった制度的相互行為は直接観察することができる。制度的相互行為は社会的相互行為の一つの形態である。そして、社会的相互行為一般が経験的に観察されるように、制度的相互行為も観察されるのである。制度体相互行為とは、客にハンバーガーを手渡す、ピッチャーが投げたボールをバッターが打つ、新郎新婦が指輪を交換するといった経験的な行為から構成されている制度である。

また、制度体が超個人的な一つの主体として様々な行為を遂行するとみなされているのに対して、制度的相互行為が行為の主体となることはない。例えば、日銀という制度体は、「与党プロジェクトチームの日銀法改正案に対して、曖昧な態度を取る」といった行為を遂行するが、会議や儀礼といった制度的相互行為が一つの主体として何らかの行為を遂行することはない。

さらに、制度体が行為者を自らに所属させているのに対して、制度的相互行為は行為者を自らに所属させていないという違いも見られる。例えば、工場で電化製品を組み立てる労働者は企業に所属し、お祭りなどの親睦行事をとりしきる人々は町内会に所属している。これに対して、サッカーのゴールキーパーはサッカーの試合という制度に所属しているわけではないし、読経を行う僧侶は葬式という制度に所属しているわけではない。

制度的相互行為は、信憑存在ではなく経験的存在である、一つの主体として何らかの行為を遂行することはない、行為者を自らに所属させていない、といった点において制度体とは異なる制度である。

なお、制度的相互行為がルールと異なることは言うまでもないだろう。具体例を挙げて言えば、スポーツの試合そのものはルールではない。もちろんスポーツの試合という制度的相互行為において遂行される行為に関わるルールは存在する。しかし、スポーツの試合はそのようなルールには還元されない。スポーツの試合そのものは、あくまでも行為と行為がやりとりされる社会的相互行為であって、「ボールを手で扱ってはならない」といったルールとは異なる次

元の存在である。

2. どのような社会的相互行為が制度的相互行為なのか

制度的相互行為は社会的相互行為の一つの形態である。では、どのような特質を持つ社会的相互行為が制度的相互行為なのだろうか。まず、社会的相互行為は複数の行為者の間における行為のやりとりであるが、制度的相互行為の場合には、どのような行為がやりとりされるのかがあらかじめ規定されている。例えば、債券などのディーリング（市場取引）では、売値や買値の呈示、取引成立の確認、ブローカーへの手数料の支払いといった行為があらかじめ規定されているし、野球では、投球、打撃、走塁、捕球、審判によるジャッジといった行為があらかじめ規定されている。言いかえると、制度的相互行為では、特定の行為群を行う役柄があらかじめ設定されており、その役柄を担うことになった生身の個人がその役柄に割り振られた行為を遂行していくのである。（なお、我々の多元的制度論では、「役割」という言葉と「役柄」という言葉を区別して使用する。「役割」とは制度体のデザインに定められた特定の行為群を担う単位のことであり、「役柄」とは制度的相互行為における特定の行為群を遂行する単位のことである。）また、制度的相互行為では、それぞれの役柄に割り振られた行為群がどのような順序で遂行され連鎖していくのかもあらかじめ規定されている。例えば、法廷における審理では、裁判官による開廷→裁判官による被告人への人定質問→被告人による応答→検察官による起訴状朗読→裁判官による被告人への黙秘権の告知→裁判官による公訴事実の真偽に関する被告人への質問→被告人による応答、といったように行為のやりとりの順序が規定されている。

以上のような規定を本稿ではスクリプトと呼びたい。スクリプトとは、どのような役柄がどのような行為群をどのような順序でやりとりするのかをあらかじめ定めた規定である。そして、制度的相互行為とはこのスクリプトに従って遂行されていく社会的相互行為のことである。制度的相互行為はこのスクリプトが存在しなければ遂行されない。

なお、エスノメソドロジーの会話分析などが指摘しているように、電話での友人との気が置けない談笑のような会話にも例えばその開口部や終結部に一定の形式が観察される（Schegloff & Sacks 1973 : 289-327）。こうしたことを考えると、程度の違いはあるにせよあらゆる社会的相互行為は制度化されていると言えるかもしれない。しかし、いわゆる「おしゃべり」のような相互行為はその全体の展開過程があらかじめ規定されているわけではない。全体の展開過程がスクリプトによってあらかじめ規定されているのでなければ、それはここで言う制度的相互行為ではない。

また、社会的相互行為をその本質において演劇的であるとみなす理論的立場からすると、あらゆる社会的相互行為において人々はある特定の役柄を演じていることになる。演劇的社会理論によると、人々は「通常なすことにおいて、すでに〈演じる〉存在なのである」（江原 1985 : 275）。先に挙げた友人との談笑のような社会的相互行為においても人々はその相手に応じた特定の役柄を演じている。社会的相互行為においては、「裸のままの個人「それ自体」」（Löwith 1928=1967 : 154）は存在しない。「人間仲間は、自分だけで存在している多様な「個人」として特定の他人に出会うのではなくして、彼らの共同世界の内部で、また彼らの共同世界に対して、一つの「役割」を持つペルソナとしてこれに出会う」（Löwith 1928=1967 : 100）のである。我々は、演劇的社会理論のこのような主張を妥当なものとする。しかし、社会的相互行為で

は通常何らかの役柄が演じられているからといって、あらゆる社会的相互行為は制度的相互行為であるということにはならない。ここで言う制度的相互行為で演じられるのは、スクリプトの中に規定された役柄である。そして、あらゆる社会的相互行為において人々はスクリプトの中に設定された役柄を演じているわけではない。例えば、友人との談笑において、人々は何らかの役柄を演じるが、その役柄は特定のスクリプトの中に設定されているものではない。どのような役柄がどのような行為群をどのような順序でやりとりするかを規定するスクリプトの中に設定された役柄を人々が遂行していくのでなければ、それは制度的相互行為ではない。

さらに付言すれば、すべての制度的相互行為がスクリプトによってリジッドに規定されているわけではない。スクリプトにはリジッドなスクリプトもあれば、ルーズなスクリプトもある。例えば、茶会のスクリプトはリジッドであり、遂行すべき行為も行為のやりとりの順序もあらかじめ一義的に決められている。しかし、パーティなどのスクリプトはルーズであり、遂行すべき行為に関しても行為のやりとりの順序に関してもかなりの自由度がある。制度的相互行為はそこにおける行為やその展開過程がスクリプトによってあらかじめ規定されているが、その規定はリジッドな場合もあれば、ルーズな場合もあるのである。

3. スクリプト・ルール・ゲーム的相互行為

制度的相互行為そのものは、ルールではない。ただ、制度的相互行為のルールと呼ばれるものは間違いなく存在する。では、この制度的相互行為のルールと先に説明した制度的相互行為のスクリプトはどのような関係にあるのだろうか。端的に言えば、スクリプトは制度的相互行為のルールとされているものの中の一部に相当する。会議やスポーツの試合のルールとされているものの中に、会議やスポーツの試合のスクリプトが含まれているわけである。我々がスクリプトと呼んでいるものは、制度的相互行為のルールの中で、どのような役柄がどのような行為群をどのような順序でやりとりするかを定めた部分である。『公認野球規則』の例で言えば、「ホームチームの各プレイヤーが、それぞれ守備位置につき、ビジティングチームの第一打者が、バッターボックス内に位置したとき、球審はプレイを宣告し、試合が開始される」(四・〇二)とか「アジャジッド——審判員が、その判断に基づいて下す裁定である」(二・〇一)といったルールがスクリプトに相当する。そして、制度的相互行為のルールの中でスクリプトに相当しない部分は、主として制度的相互行為において遂行される行為を規制するルール群である。『公認野球規則』の例で言えば、「プレイヤーは、打撃時間中、どんな形のものでもよいが必ず野球用ヘルメットをかぶらなければならない」(一・一六)とか「投手は、投手板に触れて捕手からのサインを受けなければならない」(八・〇一)といったルールが、会議のルールの例で言えば、議場で発言するには議長の許可を得なければならないといったルールが、こうしたルール群に相当する。制度的相互行為のルールとされているものは、スクリプトとその制度的相互行為で遂行される行為を規制するルールからなるわけである。

ところで、制度的相互行為ではスクリプトに規定された行為がやりとりされるわけだが、場合によっては、その行為が当該の制度的相互行為だけにしか存在しないことがある。例えば、ペナルティーキックで得点をあげるという行為はサッカーにしか存在しないし、飛車で銀を取るといった行為は将棋にしか存在しない。こうした行為は、スクリプトが特定の事物・出来事・事態・身体的振る舞いに新たな意義を与えることによって生起するようになった行為である。

そして、このような行為がやりとりされる制度的相互行為を、我々はゲーム的相互行為と呼ぶことにしたい。ゲーム的相互行為の具体例としては、スポーツの試合、トランプなどの遊戯、法廷での審理、儀礼などが挙げられるだろう。

また、スクリプトが特定の事物・出来事・事態・身体的振る舞いを新たに定義づけることによって新たな行為を生み出すということは、そのスクリプトがサールの言う構成的ルールにほぼ相当するということである。サールは、ルールを統制的ルールと構成的ルールに区分した。統制的ルールとは、「既存の行動形態をそれに先行して、またそれとは独立にそれを統制する」ルールであり、構成的ルールとは、「たんに統制するだけでなく、新たな行動形態を創造(create)したり、定義したりするものである」(Searle 1969=1986: 58)。ゲーム的相互行為のスクリプトは後者の構成的ルールにほぼ相当する。

なお、スクリプトとルールの関係については、次号でルールに関する理論の基本的な枠組みを呈示する際に、もう一度説明する。(次号では、我々による構成的ルールの解釈を示し、ゲーム的相互行為のスクリプトと構成的ルールとの関係についても再論する予定である。)

4. 制度的相互行為の機能

制度的相互行為は、制度体のように超個人的な一つの主体として行為を遂行することはない。つまり、制度的相互行為が何らかの行為を遂行して、その行為が何らかの機能を実現することはない。ただ、制度的相互行為の結果として何らかの機能が生み出されることはあるし、制度的相互行為においてやりとりされる行為が何らかの機能を持つこともある。このような意味において、制度的相互行為は機能を持つと言えよう。では、それはどのような機能なのだろうか。以下にその機能の概要を示しておきたい。

まず、制度的相互行為の結果として生み出される機能としては、貨幣・物・サービス・情報などの配分や流通が挙げられるだろう。これらは、商品交換、贈与交換、貸し借り、村落共同体内のユイの慣行、授業や演習といった制度的相互行為が、その結果として直接的に生み出す機能である。そして、この貨幣・物・サービス・情報などの配分や流通が派生的にさらなる機能を生み出していくこともあるだろう。また、制度的相互行為は、その結果としてある種の社会的事態を生み出すという機能も持っている。例えば、スポーツの試合やある種の遊戯は、勝敗という社会的事態を生み出し、会議は、特定の問題に関する合意の成立という社会的事態を生み出す。

このような結果として生み出される機能が制度的相互行為の代表的な機能ということになるだろう。ただ、制度的相互行為の機能は、結果として生み出される機能だけではない。次に、制度的相互行為においてやりとりされる行為が持つ機能に目を向けてみよう。

よく知られているように、カイヨワは『遊びと人間』の中で、ある種の遊戯は人間に眩暈を与えると指摘した。その眩暈とは、身体的な眩暈であるとともに精神的な眩暈でもある。急速な回転、滑走、スピードのついた動き、空間への跳躍といった身体の動きは、知覚の感乱を引き起こすとともに、忘我の陶酔をも生み出す。このような眩暈を追求する遊戯をカイヨワはイリンクス Ilinx と呼んだ (Caillouis 1958=1973: 60-63)。イリンクスに興じることによって、人は、眩暈の生じるような快感を得ることができる。すなわち、スポーツの試合や舞踏といった制度的相互行為は、人に強度の快感や喜びを与えるという機能を持っているのである。そして、

これは、制度的相互行為を構成する行為そのものが持つ機能であると言えよう。また、トランプなどの遊戯も身体的な眩暈は引き起こさないものの人々を夢中にさせることがあるのは周知の事実だろう。スポーツの試合や遊戯やパーティでの会話といった制度的相互行為においては、そこでやりとりされる行為が、人に快感や喜びをもたらすという機能を持っている。そして、これも、制度的相互行為の代表的な機能の一つということになるだろう。

以上が制度的相互行為が実際に果たしている機能＝実現機能の一部である。ところで、制度的相互行為の実現機能は必ずしも前もって設定された機能であるとは限らない。例えば、ホピ族やプエブロ族の雨乞いの儀式の設定された機能は雨を降らせることであるが、マートンが指摘しているように、この儀式は、各地に散在する集団の成員が集合して共同活動に参加する定期的な機会を与えることによって、集団の集合的アイデンティティを強化する機能を実質的に果たしていた（Merton1957=1961:59）。制度的相互行為はあらかじめ設定されていなかった機能を果たすこともある。制度的相互行為の実現機能にも、設定されていた機能と設定されていなかった機能があるのである。

そして、さらに言えば、制度的相互行為の実現機能も客観的な事実として認定される機能と評価的に認知された機能に区分することができるだろう。就学中の学生・生徒が特定の団体から学資を借りて卒業後にそれを返却するという奨学金制度の例で言えば、累計で六二一万人の学生・生徒に総額で五、四一六億円の学資を貸与という形で配分したといった機能が客観的な事実として認定される機能であり、教育機会を均等化しているとか優れた若手研究者を育成しているといった機能が評価的に認知された機能である。前者は誰もが認める機能であるが、後者は誰もが認める機能ではない。

5. 制度的相互行為の生成

制度的相互行為はそのスクリプトに従って遂行されていく相互行為である。よって、制度的相互行為が生成するには、最初にそのスクリプトが作成されなければならない。では、制度的相互行為のスクリプトはどのようにして作成されるのだろうか。

制度的相互行為のスクリプトの作成過程は、まず、次の二つのケースに大別される。一つは、特定の主体が新たな制度的相互行為のスクリプトを作成していくケースであり、もう一つは、相互行為の継続的な反復によって新たな制度的相互行為のスクリプトが生み出されていくケースである。以下、前者のケースから説明を行いたい。

特定の主体が新たな制度的相互行為のスクリプトを作成していくケースとして、まず、考えられるのは、一人あるいは複数の個人が、無からスクリプトを考案するというケースである。このような形で制度的相互行為のスクリプトが作成されることは、現実的にあり得ないことではない。例えば、デリバティブ（金融派生商品）取引の一つであるオプション取引の原型に相当するものスクリプトは、古代ギリシアの哲学者ターレスによって考案されている。オプション取引とは、ある特定の決済日に特定の金融商品を特定の値段で売ったり買ったりする権利そのものの売買のことである。ターレスが考え出したのはオリーブの搾油機を借りる権利そのものの売買だった。天文学の知識によってオリーブの豊作を予測したターレスは、まだ冬のうちに搾油機を借りる権利をミレトスの搾油機屋から安く買入れ、収穫期になったらそれを農夫たちに売ってお金をもうけることを考え、それを実践した（Aristotle1932=1961:59-60）。ター

レスは、オプション取引の原型に相当するもののスクリプトを考案し、ミレトスの搾油機屋や農夫たちとその取引を実践したのである。

しかし、制度的相互行為の中で、そのスクリプトが無から考案されたような例は数少ないように思われる。ほとんどの制度的相互行為のスクリプトは、それに先行する制度的相互行為のスクリプトをベースにして作成されている。例えば、野球の試合という制度的相互行為のスクリプトは、一八四五年、マンハッタンの消防団のリーダーであったアレグザンダー・カートライト・ジュニアによって作成されているが、カートライトは、無から野球のスクリプトを考案したわけではない。カートライトは、自らが率いる消防団の訓練の一環として、タウンボールというチーム・ゲームを導入していた。カートライトは、このタウンボールのスクリプトをベースにして、野球のスクリプトを作成したのである（佐山 2000 : 50-54）。

ここで、タウンボールと野球の相違についてふれておけば、まず、二つのチームが交互に攻撃と守備を行い、守備側が投げるボールを攻撃側が打って塁に走るという点では、両者は共通している。二つのチームが交互に攻撃と守備という行為を遂行するというタウンボールのスクリプトの基本線を野球のスクリプトは継承しているのである。ただ、タウンボールと野球には次のような顕著な違いが存在する。まず、タウンボールにはファウル・ラインがなく、すべての打球はフェアである。よって、野球では、打者 batter はファウルを打つが、タウンボールでは、打ち手 striker はファウルを打つことがない。また、タウンボールでは、ストライクやボールのコールはなく、投げ手 thrower は常に打ち手に対して「いい球」を投げなければならない。野球では、投手 pitcher は三振を取ることができるが、タウンボールに三振はないのである。アウトに関して言えば、タウンボールでは、フライ・ボールが直接捕られた場合と打球を拾った野手はその球を走者に投げ当てた場合にアウトとなるが、野球では、走者に球を投げ当てて取るアウトがなくなり、塁に送球したり走者にタッチしたりして取るアウトがつけ加えられた。また、タウンボールでは、ワン・アウトでチェンジであるが、野球では、スリー・アウトを取らないとチェンジにならない（佐山 2000 : 32-33）。

以上のように、野球のスクリプトは、タウンボールのスクリプトの基本線を継承しつつ、タウンボールにあった行為（走者に球を投げ当ててアウトを取る行為）を削除したり、新しい行為（ファウルを打つ行為、三振を取る行為、塁に送球したり走者にタッチしたりしてアウトを取る行為）をつけ加えたり、攻撃と守備の交代に関する新しい決まりを採用することによって作成されたのである。

なお、付言すれば、野球のベースになったタウンボールのスクリプトも無から作成されたわけではない。タウンボールのスクリプトはイギリスでプレーされていたラウンダーズのそれをベースにしたものであり、さらに、ラウンダーズはトラップ・ボールという中世からの子供の遊戯を前身としている。つまり、トラップ・ボールが野球の起源にあるわけである（佐山 2000 : 156-167）。そして、このような経緯から、トラップ・ボールのスクリプトの作成過程が、本当の意味での野球の生成過程に該当するという見解が出されるかもしれない。しかし、野球の生成過程とその起源の生成過程は区別されなければならない。野球は明らかにトラップ・ボールとは異なる（そして、ラウンダーズともタウンボールとも異なる）制度的相互行為である。野球は、あくまでもカートライトがタウンボールのスクリプトをベースにしてカートライト・ルールと呼ばれる野球のスクリプトを作成した時に生成を始めたのである。

ところで、スクリプトが作成されても実際にそれに従った制度的相互行為の反復的な生起が

なければ、その制度的相互行為は本当に生成したことにはならないだろう。その過程は、新たに作成されたスクリプトがその作成者以外の人々によって了承・受容され、それらの人々が反復的に当該のスクリプトに従った制度的相互行為を遂行するようになっていく過程である。制度的相互行為は、スクリプトが作成され、次にそのスクリプトが作成者以外の人々に了承・受容されて、それに従った相互行為が反復的に遂行されるようになった時点で、その生成過程を完了したことになるのである。先の例で言えば、カートライトが作成したスクリプトが、消防団のメンバーによるチーム「ニッカーボッカー・ベースボール・クラブ」のみならず、マンハッタンやニュージャージーのホーボーケンの人々にも受容され、野球の試合が反復的に行われるようになった時点で、野球はその生成過程を完了したのである。

さて、ここまでは、特定の主体が、無から、あるいは、既存の制度的相互行為のスクリプトをベースにして、新たな制度的相互行為のスクリプトを作成するケースについて述べてきたが、このようなケースの他に、相互行為の継続的な反復によって、新たな制度的相互行為のスクリプトが生み出されることもある。以下、沈黙交易を例に取って、その過程について説明しよう。

沈黙交易は贈与交換の一つの形態であり、双方の交換主体が、互いに接触を忌避し、無言のまま交易をとり行う点にその特色がある。具体例を挙げれば、カルタゴ人とアフリカ人との間の沈黙交易は次のように行われていた。まず、船で交易地に近づいたカルタゴ人は、運んできた物品を浜辺に置いていったん船に戻り、合図の狼煙を上げる。次に、アフリカ人が浜辺に現われ、物品に相当すると思われる量の金を置いて、これもまたいったん引き上げる。そこへ再びカルタゴ人がやって来て、金の量を調べ、納得すれば金を取り物品を置いて船に戻るが、少ないとみればそのまま引き返し、金の量が増やされるのを待つ。このようにして、両者は、接触を忌避し無言のまま交易を行うのである。そして、こうした沈黙交易は、カルタゴ人とアフリカ人の間だけではなく、数多くの人々の間（例えば、マリ帝国の黒人とニジェール川流域の黒人との間、北ドイツの商人とリヴォニアの住民との間、マレー人とスマトラのクブ人との間、北海道のアイヌ人と千島のアイヌ人との間など）で行われていた（栗本1979：99-119）。

では、このような沈黙交易はどのようにして行われるようになったのだろうか。代表的な沈黙交易の研究者グリアソンは、沈黙交易の生成過程に関して、次のように述べている。まず、沈黙交易は、敵意を持った異族の所領内にある一定の物品を、武力行使なしに獲得したいと望んだ場合に生じるのが通例である。その際、渴望する物品を手に入れる手段は容易には見出せないが、他の部族との交易の経験から、何らかの物品を相手との境界区域に置いてその返礼を期待するというやり方が往々にしてとられた。そして、色々な試行錯誤の結果、首尾よく当の物品を入手できたならば、その取り引きを反復する努力がなされ、やがて、相手と接触せず無言のままに贈与交換を行う無言交易が制度化されていったのである（Grierson1903=1981：123-124）。

このような制度的相互行為の生成過程は、野球のような制度的相互行為の生成過程とは明らかに異なる。野球の場合は、特定の主体がスクリプトを作成し、それが他者に受け入れられたわけだが、沈黙交易のスクリプトは、特定の主体によって作成されたわけではない。沈黙交易のスクリプトは、相互行為の継続的な反復によって生み出されている。その過程をもう少し説明すれば、まず、最初の交易が成功裡に行われた時点ではまだ沈黙交易のスクリプトは形成されたとは言えない。同じ行為と手順による交易の試みが継続的に反復され、相手側も毎回同じように応答してくる。その内に、その行為と手順によれば、相手との交易が可能になるという

確信が生まれる。言いかえると、相手と交易を行うために必要な行為とその手順が明確に意識されるようになる。その時点で、沈黙交易の SCRIPT は形成されたと言えるだろう。そして、その SCRIPT に従った制度的相互行為としての沈黙交易が行われるようになるのである。

さて、以上で、我々は、三通りの制度的相互行為の生成過程を呈示した。その三通りの生成過程とは、次のようなものである。一つ目は、ある特定の主体が無から新たな SCRIPT を考案して制度的相互行為が生成してくるという過程、二つ目は、ある特定の主体が既存の制度的相互行為の SCRIPT をベースに新たな SCRIPT を作成して制度的相互行為が生成してくるという過程、そして、三つ目は、相互行為の継続的な反復によって新たな SCRIPT が生み出され制度的相互行為が生成してくるという過程である。どのような制度的相互行為の生成過程もこの三つの内のどれかに該当するだろう。また、この三つの生成過程の中で経験的にもっとも多く観察されるのは、二つ目の生成過程だろう。

6. 家族・家族関係・「家」

家族は制度であるという見解に異議を唱える論者はいないだろう。制度の代表的な例の一つとして家族が取り上げられることもまれではない。家族は誰もが認める制度の具体例である。そして、我々も家族は制度であるという見解を全面的に否定するつもりはない。ただ、家族を企業、中央省庁、学校といった制度体と同列に扱うこれまでの議論には、無条件に賛同することはできない。多くの場合、家族は制度体として存在しているわけではない。以下、我々の制度論による家族の理解を呈示することにしたい。

基礎集団と機能集団という区分はあるにせよ、家族はこれまで社会集団の代表的な例として企業や中央省庁などと同列に扱われてきた。また、マッキーヴァーは、あのアソシエーションの具体例として、学校、官庁、教会、政党、営利団体、組合などとともに家族を挙げている。さらに、社会システムの具体例として、家族が企業や国家などとともに論及されることもある(富永 1995 : 88)。家族はこれまで企業や中央省庁などと同じような存在とみなされてきたのである。しかし、本当に家族は企業や中央省庁などと同じような存在なのだろうか。

企業や中央省庁といった単位は、制度体として存在している。これに対して、家族は(多くの場合)制度体として存在しているわけではない。現代日本の家族という例を考えてみよう。現代日本において、人々は、妻として、夫として、母として、父として、祖母として、祖父として、娘として、息子として振る舞うことがある。そして、このような振る舞いは、一般に、課長、事務次官、医師、助教授、駅長、大尉、料理長といった役割を遂行することと同じような振る舞いであると考えられている。しかし、両者には決定的な違いがある。課長、事務次官、医師、助教授といった役割を遂行することは、信憑存在としての制度体のデザインを経験的世界の中で具現化するということである。これに対して、妻として、夫として、母として、父として振る舞うということは、信憑存在としての家族のデザインを経験的世界の中で具現化することではない。現代日本において、ある男が夫として振る舞うということは、その男が家族という信憑存在のデザインに定められた役割に充当されて、その役割に割り当てられた行為群を遂行するということではない。現代日本において、ある男が夫として振る舞うということは、家族関係という制度的相互行為を遂行するということである。妻として、夫として、母として、父として、祖母として、祖父として、娘として、息子として振る舞うということは、家族関係

という制度的相互行為の SCRIPT の中に設定された役柄を演じるということである。そこにあるのは、相互行為だけである。家族という信憑存在が生身の個人の振る舞いを通して経験的世界の中で何らかの行為を遂行していくといった過程は、そこには存在しない。現代日本において、家族とは、家族関係という制度的相互行為を遂行している諸個人の総体のことである。家族は、企業や中央省庁のような制度体として存在しているわけではない。

ただ、このような見方に対しては、次のような反論が出されるかもしれない。「現代日本の家族も信憑存在としての制度体である。その証拠に、現代においてもいわゆる「家」意識が残存しており、例えば、養子をもってでも「家」を残していくといったことが行われている。この世代を越えて存続していく「家」とは、まさに人々がその存在を認めるものの経験的には観察されない存在、すなわち信憑存在である。また、家族は例えば子供を社会化するという機能を果たしているが、こうした機能は家族が制度体として経験的世界の中で果たしている機能である。このように、現代日本の家族も信憑存在としての制度体として存在しているのである。」

このような反論は、一見妥当である。確かに、現代においてもいわゆる「家」意識は残存している（船橋 1996 : 240）。そして、この世代を越えて存続していく「家」は信憑存在としか言いようのないものである。しかし、現代の「家」は信憑存在ではあっても制度体ではない。制度体は生身の個人の振る舞いを通して経験的世界の中で何らかの行為を遂行する。これに対して、現代の「家」は生身の個人の振る舞いを通して経験的世界の中で何らかの行為を遂行することはない。個人による妻として、母としての振る舞いは、「家」とは無関係に遂行される行為である。母や父は子供を社会化するが、その振る舞いは「家」が子供を社会化する行為とみなすことはできない。子供の社会化という機能は、「家」という信憑存在が果たす機能ではなく、親子関係という制度的相互行為が遂行される結果として生み出される機能である。

ある「家」の名前＝姓を名乗る人間が存在する限り、その「家」は存続していく。そのような意味では現代における「家」の存在は個人に依存している。しかし、現代の「家」は個人の行為に依存して、自らの行為を遂行することはない。現代日本において存在するのは、制度的相互行為としての家族関係と信憑存在ではあっても制度体ではない「家」だけである（この「家」もすべての人々にとって存在するわけではない）。制度体としての家族といったものは存在しない。現代日本において家族と呼ばれているものの実体は、家族関係という制度的相互行為を遂行している諸個人の総体のことであるが、それは制度体ではない。

なお、現代日本の「家」ではない家業経営体としての「家」、例えば、近世の商家などは制度体である。岩井克人も指摘するように、「江戸時代における商家のあり方と戦後の大企業のあり方とのあいだには共通性がある。商家も企業も、たんなる人間の集団ではなく、それぞれ「家」や「法人」として、あたかもそれ自体が主体性をもっているかのように存在していた、あるいは存在している」（岩井 1994 : 99）。近世の商家は、企業と同じように超個人的な主体として経験的世界の中で様々な行為を遂行する制度体として存在していたのである。家業経営体としての「家」は、家産に依拠した諸個人の行為＝役割行為を通して経験的世界の中で先祖の命ずる家業を遂行していた。また、個々の役割行為を遂行する諸個人が入れかわっても、家業経営体としての「家」はその同一性を保持し続け、世代を越えて存続していったのである。

このような家業経営体としての「家」も家族であるとするならば、家族は制度体であることもある、ということになる。しかし、一般に家族とみなされているものの大部分は制度体ではなく、（現代日本の家族がそうであるように）家族関係という制度的相互行為を遂行している

諸個人の総体のことである。

なお、家族関係という制度的相互行為は、他の制度的相互行為に比べると著しい特徴を持っている。最後にこの特徴についてふれておこう。まず、家族関係という制度的相互行為は、商品交換、会議、法廷での審理、試合、儀礼といった他の制度的相互行為に比べると、きわめて長期間にわたって持続するという特徴を持っている。例えば、夫婦関係という家族関係は、(離婚によって短い期間で終息することもあるが)通常数十年にわたって持続していく制度的相互行為である。

また、制度的相互行為では、普通それぞれの役柄に割り振られた行為群がどのような順序で遂行され連鎖していくかがあらかじめ規定されているが、家族関係という制度的相互行為では、行為がどのような順序で遂行されるべきなのかがスクリプトによって規定されていない。家族関係は、諸個人がスクリプトに設定された役柄行為をやりとりするということから制度的相互行為とみなすことができるが、役柄行為がやりとりされる順序は規定されていないのである。家族関係のスクリプトは、きわめてルーズなスクリプトである。

さらに言えば、家族関係という制度的相互行為のスクリプトは多様性を持っている。野球の試合や法廷での審理といった制度的相互行為は、いつどこで遂行されるにしても基本的に同じスクリプトに従って遂行されていく。これに対して、家族関係という制度的相互行為は、それぞれ独自のスクリプトに従って遂行されている。どの家族関係のスクリプトにも妻、夫、母、父、娘、息子といった役柄は存在するが、その役柄に割り振られた行為群はスクリプトによって異なっている。キャッチャーが遂行する行為群はどの野球の試合でも同じであるが、男が父として遂行する行為群は家族関係によって異なっている。家族関係は、多様性も持った制度的相互行為である。

野球の試合や法廷での審理といった制度的相互行為は、あらかじめ確定したスクリプトに従って遂行され、そのスクリプトは制度的相互行為の遂行を通して変容していくことは基本的にはない。これに対して、家族関係という制度的相互行為は、原スクリプトとでも言うべきもの(例えば、一般的に流布している家族像)に従って開始されるかもしれないが、実際の家族関係の展開を通してその原スクリプト——その中でも特に各役柄の規定——には修正が加えられていく。個々の家族関係のスクリプトは、実際の家族関係の展開を通して変容していくと言えよう。そして、そのことが、家族関係に多様性をもたらしているのである。

[文献]

- Aristotle 1932 *The Politics*, The Loeb Classical Library. =1961 山本光雄訳『政治学』岩波書店
 Caillois, R. 1958 *Les jeux et les hommes*, Gallimard. =1973 多田道太郎・塚崎幹夫訳『遊びと人間』講談社
 江原由美子 1985『生活世界の社会学』勁草書房
 船橋恵子 1996「家族研究の現状と課題」『岩波講座現代社会学 第19巻 〈家族〉の社会学』岩波書店
 Grierson, P. J. H. 1903 *The Silent Trade*, William Green & Sons. =1981 栗本慎一郎訳「沈黙交易に関するコメント——P. J. ハミルトン・グリアソン著『沈黙交易』の抄訳」栗本慎一郎『法・社会・習俗』同文館
 岩井克人 1994『資本主義を語る』講談社
 栗本慎一郎 1979『経済人類学』東洋経済新報社
 Löwith, K. 1928 *Das Individuum in der Rolle des Mitmenschen*, Drei Masken Verlag. =1967 佐々木一義訳

『人間存在の倫理』理想社

Merton, R. K. 1957 *Social Theory and Social Structure*, The Free Press. =1961 森東吾・森好夫・金沢実・

中島竜太郎訳『社会理論と社会構造』みすず書房

村上直樹 2003 「制度体の理論」『人文論叢』（三重大学人文学部文化学科）20：173-191

佐山和夫 2000 『野球はなぜ人を夢中にさせるのか——奇妙なゲームのルーツを訪ねて』河出書房新社

Schegloff, E. & Sacks, H. 1973 “Opening up Closings”, *Semiotica*, 8：289-327

Searle, J. R. 1969 *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*, Cambridge University Press. =1986

坂本百大・土屋俊訳『言語行為—言語哲学への試論』勁草書房

富永健一 1995 『行為と社会システムの理論——構造—機能—変動理論をめざして』東京大学出版会